

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第42回）議事概要

1 日時

平成30年11月27日（火）午後3時から午後5時10分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）稲川祥子，小川恭子，小出幹，後藤力哉，定塚誠，千葉悦子，中桐圭一，秀嶋ゆかり，藤森行雄，本間雅恵，山本哲生（五十音順敬称略）

（説明者）札幌弁護士会弁護士日笠倫子，同安部真弥，同吉田玲英

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局次長，同総務課長，同総務課課長補佐

4 議事トピックス

(1) 中桐委員から刑事裁判における犯罪被害者の保護制度について，小出委員から検察庁における取組状況等について説明しました。

(2) 弁護士による取組状況等について札幌弁護士会の日笠倫子弁護士，安部真弥弁護士及び吉田玲英弁護士から説明を受けました。

(3) 法廷において，中桐委員からビデオリンク方式による証人尋問，遮への措置について説明し，実演を行いました。

(2) 次回の委員会では，「裁判員裁判について」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【犯罪被害者保護制度について】

(1) 刑事裁判における犯罪被害者の保護制度について

中桐委員から、犯罪被害者保護制度の概要及び実際の裁判における運用状況について説明した。

(2) 質疑応答

- 付添い措置が少ない理由、状況、使われている事案について教えてください。
- 実際行われている事案は年少、未成年について付添措置がなされていることが多いです。他の措置と比べると、対象が限定されていることが理由かもしれませんが、具体的な理由は分かりません。申出があれば、認めることになるかと思いますが、申出が少ないということもあるかと思います。
- 子どもが被害にあった事案で、ビデオリンクを利用して尋問を行った事案がありますが、その際に付添を行うということはないのでしょうか。
- 別室で弁護士等と一緒に付き添った事案は私の経験ではありませんが、ビデオリンクと併せて付添の申請がされるという事案はありえるかと思います。
- 被害者保護制度というものがあるということを被害者に説明し、被害者が利用するということになるかと思いますが、手続きはどのようになっているのでしょうか。
- 捜査の際の取り調べ等で被害者に直接話をするのは検察官ですので、基本的には、検察官から制度について説明をし、検察官が申出を受けることとなります。
- 被害者への説明については、検察官が判断し、事案に応じて説明するのですか。
- 必ずしも全ての被害者に制度を伝えているわけではありません。例えば、窃盗等で万引きの被害に遭ったお店の人にこの制度を全部説明しているかということ、そこまではやっていないのが実情だと思います。性犯罪や凶悪・重大事件の被害者等については100パーセント説明していると思いますし、実際にパンフレットをお渡ししています。
- 検察官の考え方によって、この制度の利用が決まることになるのですか。
- 性犯罪の被害者等を対象として、この被害者保護の制度ができていますので、性犯罪の被害者には全員にかなり詳しくこの制度を説明していると思います。検察官も、幅は広めに説明していると思いますし、恣意的に選別しているというわけではないと思います。
- 性犯罪だと、民間の団体に繋がることもありますし、個別にいろいろなルートで

弁護士に繋がって、制度を利用していることもあります。一回の説明では理解しきれないところもありますので、その都度イメージをつかんでもらっています。費用負担についても、使える場合と使えない場合がありますので、それを含めて話しているところです。周知としては、付添の併用というところも知られていないかもしれませんので、もう少し繋がり方も工夫が必要なのかなと思います。

(3) 刑事裁判における犯罪被害者の保護（支援）制度について

小出委員から、検察庁における取組状況等について説明した。

(4) 札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会の活動概要について

札幌弁護士会日笠倫子弁護士、安部真弥弁護士及び吉田玲英弁護士から、弁護士による取組状況等について説明を受けた。

(5) 法廷において、中桐委員からビデオリンク方式による証人尋問、遮への措置について説明し、実演を行った。

(6) 質疑応答及び協議

○ 弁護士会の被害者支援委員会の活動について、研修をされているとのことですが、規模など、どういったかたちでやっているのかをもう少し教えてください。

□ 現在50名弱ほどの弁護士が委員となっています。研修を実施した際は、毎回数十名は受講していると思います。国選被害者担当弁護士等も200名強は受講していると思います。ただ、札幌の弁護士は全部で800名程度おりますので、被害者支援ができる弁護士というのはまだ少ないです。民事から刑事までがっちり支援ができる弁護士も、委員会でもコアなメンバーに限られるという印象です。

□ 日弁連や他地域にも犯罪被害者支援委員会があり、その中で他地域での活動状況について情報交換をしています。

遮への話があったかと思いますが、個人的な経験としても、非常に柔軟な対応をしていただいています。被害者は、何があったのかを知りたいというニーズが非常に強い一方で、好奇の目にさらされたくない、加害者に会いたくないという気持ちもあります。札幌の裁判所の事例ではないのですが、マジックミラーを用いて遮へいを行ったという事例もあると聞いています。現時点でそれがすぐできるかどうかというところはありますが、私達も正解を持っているわけではありませんので、よりよい被害者支援の在り方について柔軟に知恵を出し合っていければいいのではと思います。

■ 費用についてはどうなっているのでしょうか。

□ 犯罪被害者に対する電話相談については、設置当初から無料で行っています。手続センターでの法律相談についても無料です。一回目は無料ですが、二回目以降は

日弁連の委託援助制度というものがあり、日弁連から法律相談の費用や依頼を受けた際の費用が出るため、お金のない犯罪被害者も利用できる体制は採られています。

- 先ほど、性犯罪の被害者については犯罪被害者制度の説明をしている一方、軽微な犯罪について全て制度を説明しているわけではないという説明を受けました。負担軽減のための措置について、検察側、裁判所側含め被害者から申出があった場合、全て受け入れているのか、負担軽減の措置について、審理をする上でリスクがあるのかという点について可能であれば教えてください。
- リスクがあるとすれば、被告人は証人の顔が見えなくなるという制約がありますので、それでもよいかという判断があります。性犯罪の被害者についてしか認められないということはないですが、それ以外の犯罪被害者については、要件が厳しくなりますので、要請があっても認められないこともあります。
- 刑事事件の弁護人としての立場では、遮への措置が、法廷で直接尋問し、証人の非言語の状態も確認する必要があるという意味で反対尋問権の実質的な保障の観点から望ましくないことがあります。ただ、被害者に証言してもらうこと自体は、反対尋問権の保障のためにも大事ですので、どう進めていくのかが悩ましいところです。
- イギリスには、全英で犯罪被害者の支援を行っているNGO（民間団体）「ヴィクティム・サポート（Victim Support（以下「VS」という。））」という組織があり、その活動の一つである「ウィットネス・サービス（証人支援活動（以下「WS」という。））」の事務所が、刑事裁判所の中に設置されているところがあります。裁判所の1階に、VSやWSなど民間団体の支援等の内容が説明されたリーフレットが置いてあるのはもちろん、WSでは、証人の法廷での付き添いを実施したり、事前に証人として法廷等で話すことの意味やどのような場所でどのように証言するか、WSがどのように支援できるか等の説明をしてもらったり、事前の法廷見学や傍聴、特に未成年者や性犯罪の被害者がビデオリンク方式で証言する際の証言の仕方、場所等についても事前に説明を受けたり見学をすることができます。パンフレットも、特に未成年者用のものは、年齢に応じて三、四つの種類が用意されており、幼い子どもでも法廷のどこに座って、どこで証言するかを、パズルのような方式で分かりやすく理解できるものとなっています。こういった取組は、日本でも非常に参考になると思います。

司法面接については、北海道大学から立命館大学に移られた仲真紀子教授が、警察、児童相談所、検察庁、弁護士会等に赴いて、司法面接に関する研修等を実施し、日本国内でもそれなりに広まってきています。ただ、私自身は、児童相談所で司法

面接を受けた子どもが、警察官から、「司法面接には意味がない」という趣旨のことを言われ、子ども自身がいわゆる二次被害に遭った事案に関わったことがあります。ここ数年、司法面接についての理解は進んできたと思いますが、まだ日本の中で司法面接時のビデオを証拠化するための法整備はなされていません。裁判所にも、初期段階での証拠保全の在り方について一層関心を持っていただきたいと思えます。

【次回のテーマについて】

- 来年5月で、裁判員制度は10周年を迎えます。

裁判員制度は、国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられ、概ね安定的に運営されているところです。

これまでも地裁委員会において何度か裁判員裁判をテーマとしてはいるのですが、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下など、難しい検討課題も残されておりあります。

10周年の節目となる裁判員制度について、国民から幅広い協力を得ていくためには、裁判所が地域の実情・動向に触れる機会を増やしつつ地道な取組みを続けていく必要があるかと思いますが、辞退率の低下、出席率の上昇を図るため、国民への周知、説明、理解等裁判所として何ができるかについて、改めてみなさんから御意見をいただくことができれば、今後の当庁の裁判員裁判をより良くするための取組みに役立つことと思えます。

裁判員裁判について、手続面からの実施状況、併せて広報など司法行政上への取組み状況に関して御意見をいただき、札幌地裁としてより良い裁判員裁判を実現していきたいと考えております。

刑事関係の議題が続きますが、今回は、「裁判員裁判について」をテーマに御協議いただくということではいかがでしょうか。

(意見なし)

- それでは、「裁判員裁判について」をテーマとしたいと思います。

【次回の予定について】

今回は、平成31年5月28日(火)午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。